**○個人情報保護委員会規則第二号**

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十五日　個人情報保護委員会委員長　藤原　静雄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。<br>一　［略］<br>二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項から第三項までの規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第五十六条の規定による協力の求めが行われるとき。<br>［三・四　略］ | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。<br>一　［同上］<br>二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第五十六条の規定による協力の求めが行われるとき。<br>［三・四　同上］ |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |

**附　則**

この規則は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日（令和六年四月一日）から施行する。

**○カジノ管理委員会規則第二号**

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（令和六年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の施行に伴い、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十五日　カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百二条第一項第四号中「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項第一号ハ」に改める。

**附　則**

この規則は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。